

第3回 川西町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年4月25日(月)午後1時30分から

2. 開催場所 川西町役場 大会議室

3. 出席委員(10名)

会長 10番 新野 勝廣

会長職務代理者 9番 高橋 孝博

委員 1番 竹田 浩徳、2番 阿部 つや子、3番 遠藤 愛、4番 平田 壽和、5番
後藤 満良、6番 勝見 和彦、7番 竹田 総一、8番 市川 博幸

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 会期の決定

第4 報告第3号 職員の任免について

第5 報告第4号 令和4年度事業結果報告及び令和5年度事業計画について

第6 報告第5号 農用地利用権設定等調整会議及び農用地あっせん調整会議審議結果報告について

第7 報告第6号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第8 報告第7号 非農地証明の結果報告について

第9 議第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について
(所有権の移転)

第10 議第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について
(賃貸借権の設定)

第11 議第9号 民事執行法による農地等の売却に関する買受適格証明について

第12 議第10号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について

第13 議第11号 農用地利用集積計画に対する決定について

第14 議第12号 農用地利用集積計画に対する決定について
(農地中間管理事業)

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 佐藤賢一、農地主査 竹田智弘、主任 梅津智史、主事 小関未夢

主事 高橋秀仁

6. 会議の概要

(会長新野勝廣は、川西町農業委員会会議規則第7条の規定により、議長となる。)

議長 新野 勝廣

ただ今より、第3回、川西町農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、10名であります。

川西町農業委員会会議規則第8条の規定による定足数に達しております。

本日の総会は、お手元に配布しております議事日程によって進めます。

直ちに議事に入ります。

日程第1、議事録署名委員の指名であります。川西町農業委員会会議規則第10条の規定により、本職から指名いたします。議席3番、遠藤愛委員、議席4番、平田壽和委員を指名いたします。

日程第2、会議書記の指名であります。書記については、事務局職員、竹田農地主査並びに梅津主任を指名いたします。

日程第3、会期の決定、これを議題といたします。

お諮りいたします。会期を本日1日限りとすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。会期は本日1日限りと決定いたします。

日程第4、報告第3号、職員の任免について、を上程いたします。

事務局の報告を求めます。

主査 竹田 智弘

それでは1ページをお開きください。報告第3号職員の任免について、本委員会事務局職員について、下記の通り発令したので委員会に報告する。川西町農業委員会会長名。記1内谷新悟、令和5年4月1日川西町農業委員会事務局長を免ずる。2高橋光好、令和5年4月1日川西町農業委員会事務局職員を免ずる。3玉田絵里子、令和5年3月31日川西町農業委員会事務局職員を免ずる。4佐藤賢一、令和5年4月1日、川西町農業委員会事務局長に併任する。5梅津智史、令和5年4月1日川西町農業委員会事務局職員に併任する。6高橋秀仁、令和5年4月1日川西町農業委員会事務局職員に併任する。以上です。

議長 新野 勝廣

本件は、報告案件でありますので、次に進めます。

日程第5、報告第4号、令和4年度事業結果報告及び令和5年度事業計画について、を上程いたします。

事務局の報告を求めます。

主査 竹田 智弘

2ページをお開きください。報告第4号、令和4年度事業結果報告及び令和5年度事業計画について、まず初めに令和4年度の上半期の事業結果を報告いたします。まず、農業委員会のございですが4月25日第27回農業委員会総会、5月25日第28回農業委員会総会、6月17日第1

回農業委員会業務評価委員会が行われております。6月27日第29回農業委員会総会、併せまして農業委員・推進委員・プラン代表者合同研修会が行われております。7月13日農地所有適格法人審査会、7月25日第30回農業委員会総会、8月15日第70号の農業委員会だよりを発行しております。8月26日第31回農業委員会総会併せまして農用地あっせん調整会議と第2回農業委員会業務評価委員会を行っております。9月21日農業関係機関との意見交換会、9月25日第32回農業委員会総会、9月26日農地中間管理事業利用調整会議が行われております。

次に運営委員会になります。4月14日第1回運営委員会を行っております。6月3日に広報担当者会を行っております。

続きまして、県農業会議関係でございますが、6月28日に通常総会、7月27日に女性の会第14回通常総会を書面形式によりまして、8月10日までの期間で書面決議をしております。

また、右側に移っていただきまして置農委の行事でございますが、4月7日に事務局長会議を小国町で、4月15日通常総会を米沢市で行っております。5月31日からは全国農業委員会会長大会ということで、東京都で行っております。

さらに右に移っていただきまして、農業者年金関係でございますが、6月10日に町年金協会役員会、6月17日に町年金協会監査・理事会、6月27日に町年金協会総会が行われております。

3ページに移っていただきまして、下半期の事業結果報告をいたします。一番左の農業委員会でございますが、10月25日第33回の農業委員会総会、併せまして第3回農業委員会業務評価委員会を行っております。11月8日、10日、21日に農地パトロールを各地区でしていただいております。11月9日農地の集積・集約化研修会ということで天童市で行っております。11月25日農地所有適格法人審査会、併せまして第34回農業委員会総会、農用地あっせん調整会議を行っております。12月16日に農業施策等に関する意見書提出を町に対して行なっております。12月26日農地中間管理事業利用調整会議、併せまして農用地あっせん調整会議、また第35回農業委員会総会を行っております。1月15日第71号の農業委員会だよりを発行しております。1月25日第36回農業委員会総会、併せまして農用地あっせん調整会議、2月3日には農業委員候補者評価委員会を町の職員で行っております。2月9日農地利用最適化推進委員評価委員会、併せまして農地中間管理事業利用調整会議が行われております。2月20日農作業料金標準表策定会議と参考賃借料検討会、2月27日、第37回農業委員会総会と農用地あっせん調整会議を行っております。3月9日農業委員・推進委員慰労会ということで南陽市で行っております。3月15日農作業料金標準表配布と参考賃借料情報配布を町報を通して行っております。3月20日農業委員会委員任命式、第1回農業委員会総会を行っております。3月27日農地利用最適化推進委員委嘱状交付式、併せまして第2回農業委員会総会、農用地あっせん調整会議、農業委員・推進委員合同研修会、歓送迎会を行っております。

右側運営委員会に移っていただきまして、11月9日第2回運営委員会を開催しております。

真ん中の農業会議関係でございますが、11月18日山形県農業委員会大会ということで南陽市で、2月20日にブロック研修会ということで米沢市で行っております。

また、右側の置農委の事業ですが、11月30日全国農業委員会会長大会他ということで東京都

で12月1日まで行っております。2月6日 JA 理事との懇談会、2月9日会長・代理・事務局長会議を米沢市で行っております。併せまして、置賜地区農業委員・推進委員・農業者年金協会代議委員合同研修会も行われております。

一番右側農業者年金関係ですが、10月25日に町農業者年金加入推進活動検討会、理事会、2月27日町加入推進検討会(理事会)を行っております。

続きまして4ページをお開き頂きますと、令和5年度の四半期別の事業計画を報告したいと思います。

まず、農業委員会の事業でございますが、毎月1回の農業委員会総会、農業者あっせん協議会については4月25日が終わればその後は、8月から再スタートということで5、6、7とあっせん調整会議はお休みということになります。7月の中旬あたりに独自研修会を予定しております。8月の下旬には農地パトロール、11月の中旬にはいきいき農業者交流会、12月上旬に農業委員及び推進委員視察研修、1月の中旬に農業関係機関との情報交換会、3月の中旬にいきいき農業者交流会(講演会)、3月の中旬に農作業料金標準表策定と参考貸借料の検討ということになります。また、8月15日と1月15日の町報に農業委員会だよりの掲載ということで予定しております。

右側運営委員会の欄でございますが、4月12日に第1回運営委員会を開催しております、以下必要に応じて開催をしたいと思います。

真ん中の農業会議関係ですが、5月30日に全国農業委員会会長大会ということで県選出の国会議員への要請活動等含めまして、東京都で行われます。6月28日通常総会、8月下旬に新任農業委員・農地利用最適化推進委員研修会を予定しているようでございます。11月13日に山形県農業委員会大会ということで今回は寒河江市が会場になります。

右側に移っていただきまして、置農委の事業でございますが、4月6日に事務局長会議、4月12日に通常総会ということでこれはもう終わっております。7月下旬に臨時総会ということで南陽市で、8月上旬に女性農業委員・推進委員研修会を予定しているところでございます。11月には農業委員交流会、会長・事務局長現地研修会を予定しているようです。12月上旬、全国農業委員会会長代表者集会を東京で、また、未定ですが置賜地区農業委員・推進委員・農業者年金協会代議委員合同研修会も予定しております。1月下旬会長・代理・事務局長会議を小国町で、2月下旬 JA 理事との懇談会ということで会場は川西町のようですが、事務局は南陽市で行うようです。

最後1番右側、農業者年金関係ですが6月中旬町農業者年金協会理事会、下旬に町農業者年金協会総会を予定しております。10月下旬に町農業者年金加入推進活動検討会・理事会、また、3月中旬ごろに町農業者年金加入推進活動検討会・理事会・講演会を予定しております。

以上です。

議長 新野 勝廣

ありがとうございます。私の補足で大変申し訳ございませんが、毎年行っております山形県農業委員会大会は山形県の持ち回りになっておりましたが、来年度から山形市に固定して開催する運びとなっているようです。また、置賜地方農業委員会の11月に行われる農業委員会交流会は以前

まで3年に2回を農業委員・推進委員半々に分けて開催しておりましたがコロナ発生後開催しておりません。今年の7月南陽市、川西町以外の場所の農業委員・推進委員の改選がございます。そのようなことを踏まえまして3年に1回、全員参加の交流会を今年から行いたいという方向で進めているようです。全員集めますと約200名の農業委員・推進委員の方々が集まることとなりますので、その人数が収容できるのは米沢市のみであるということです。事務局は各地区持ち回りということですが会場は米沢市固定で進めているようですのでご承知の程よろしく申し上げます。

本件は報告案件でありますので、次に進めます。

日程第6、報告第5号、農用地利用権設定等調整会議及び農用地あっせん委調整会議審議結果報告について、を上程いたします。

事務局の報告を求めます。

主査 竹田 智弘

5ページをお開きください。報告第5号、令和5年3月27日農用地利用権設定等調整会議及び農用地あっせん調整会議審議結果報告について、まず所有地の移転でございますが(1)3月申し出件数3件、田 13,593 m²、内個人への調整決定件数 2 件、田 7,781 m²、取り下げ 1 件、田 5,812 m²、所有権移転合計 3 件、田 7,781 m²です。右側利用権の設定でございますが、(1)3 月再設定件数 6 件、田 27,946 m²(2)3 月申し出件数 2 件、田 14,227 m²、3 月の申し出件数のうち個人への調整決定件数 2 件、田 14,227 m²、利用権設定合計が 8 件、田 42,173 m²、利用権の移転はございません。なお、詳細についてはお手元の農地利用集積計画に対する決定についての折に説明いたします。以上です。

議長 新野 勝廣

本件は報告案件でありますので、次に進めます。

日程第7、報告第6号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を上程いたします。

事務局の報告を求めます。

主事 高橋 秀仁

総会資料の9ページをお開きください。報告第6号、農地法第18条第6項の規定による通知について、下記の農地について農地法施行規則第68条の規定により、賃貸借契約を合意解約した旨の通知があったので報告する。令和5年4月25日報告、川西町農業委員会会長名。申請件数は3件です。申請人、場所、付記の順で読み上げます。

1番●●、●●、大字上小松字西横道1874、田 1,441 m²、計田 2 筆、3,319 m²、解約後、売買するものです。

2番●●、●●、大字時田字山口681-3、田 1,773 m²、解約後、売買するものです。

3番●●、●●、大字時田字虚空蔵山2907、田 823 m²、計田8筆 3,514 m²、解約後、売買するものです。以上です。

議長 新野 勝廣

本件は、報告案件でありますので次に進めます。

日程第8、報告第7号、非農地証明の結果報告について、を上程いたします。

事務局の報告を求めます。

主査 竹田 智弘

10ページをお開きください。報告第7号非農地証明の結果報告について2件です。11ページをお開きください。願人●●、場所については大字尾長島字松保4209、畑、232 m²同じく松保4210、畑、158 m²、2筆で390 m²でございます。非農地となった時期及び事由について年月日不詳でございますが、申請地について少なくとも20年以上は畑として利用しておらず、隣接する宅地と一体的な取り扱いをしており、農地以外の利用をしているということで現況宅地です。調査員の意見として令和5年4月17日に後藤委員、竹田委員、事務局で調査しましたが上記の通り相違ないことを確認しております。

12ページをお開きください。願人高橋敏浩、大字吉田字西道還4717-2、田 68 m²です。非農地となった時期及び事由については、こちらも時期は正確ではございませんが、当該田の上に農作業用の倉庫を建てておまして、20年以上は宅地として利用しているということで宅地でございます。こちらも令和5年4月17日に後藤委員、竹田委員、事務局で現地調査をいたしまして上記の通り相違ないことを確認しております。以上です。

議長 新野 勝廣

本件は報告案件でありますので次に進めます。

日程第9、議第7号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(所有権の移転)、を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主事 小関 未夢

資料の13ページをご覧ください。議第7号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第1条の規定により、農地の所有権の移転について許可申請があったので委員会の可否を求める。令和5年4月25日提出、川西町農業委員会会長名、申請件数は7件です。申請人、場所、付記の順で読み上げます。

1番●●、●●、大字上小松字西横道1874、田 1,441 m²、計田2筆 3,319 m²、離農、経営規模拡大です。

2番●●、●●、大字小松字但馬在家1248-2、田68㎡、贈与、受贈です。

3番●●、●●、大字時田字山口681-3、田1,773㎡、離農、経営規模拡大です。

次のページをご覧ください。

4番●●、●●、大字時田字虚空蔵山2314-9、田399㎡、計田6筆3,076㎡、畑2筆2,884㎡、離農、経営規模拡大です。

5番●●、●●、大字時田字虚空蔵山3193、田467㎡、計田5筆1,476㎡、離農、経営規模拡大です。

6番●●、●●、大字下奥田字砂田233、畑306㎡、離農、経営規模拡大です。

7番●●、●●、大字上奥田字小大持ヶ沢3880-3、田3,682㎡、計田5筆12,965㎡、相続財産管理手続きによる売却、経営規模拡大です。以上、今回の申請については農地法第3条に定める許可要件を満たしております。以上です。

議長 新野 勝廣

次にただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。番号1番の件について議席9番高橋委員より報告願います。

委員 高橋 孝博

番号1番であります。4月17日に推進委員の嶋貫委員と私のほうで現地調査をして参りました。今回の申請は離農、経営規模拡大であります。譲受人は、意欲的に農業経営を行っており、また、周辺農地への影響はないと思います。農地の状況から見て、総額●●円は妥当だと考えます。

議長 新野 勝廣

次に番号2番について議席6番勝見和彦委員より報告願います。

委員 勝見 和彦

番号2番について4月13日に渡部推進委員と調査を実施しました。今回の申請は贈与、受贈です。譲受人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思います。よろしく願います。

議長 新野 勝廣

次に番号3番から6番について議席7番竹田総一委員より報告願います。

委員 竹田 総一

番号3番から6番については4月12日に推進委員遠藤委員が現地調査をしました。今回の申請は離農、経営規模拡大です。譲受人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思います。農地の状況から見て番号3番及び4番については田10a 当たり借賃●●円、

畑が10a 当たり●●円、また番号 5 番が総額●●円は妥当であると考えます。続きまして番号 6 番について4月15日に推進委員安部委員が現地調査をしました。今回の申請は離農、経営規模拡大です。譲受人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響もないと考えます。農地の状況からみて総額●●円は妥当であると判断します。よろしくお願ひします。

議長 新野 勝廣

次に番号7番について議席1番竹田浩徳委員より報告願ひます。

委員 竹田 浩徳

番号7番について4月12日に推進委員後藤委員と私が現地調査しました。今回の申請は相続財産管理手続きによる売却、経営規模拡大です。譲受人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響もないと考えます。農地の状況から見て総額●●円は妥当だと判断します。よろしくお願ひいたします。

議長 新野 勝廣

事務局の説明および担当委員の報告が終わりました。

次に、ご質問等について求めます。

(質問なし)

質問なしと認めます。

お諮りします。本件について許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって本案件を許可することに決定いたします。

日程第10、議第8号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主事 小関 未夢

資料の15ページをご覧ください。議第8号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第1条の規定により、農地の賃貸借権の設定について許可申請があったので委員会の可否を求める。令和5年4月25日提出、川西町農業委員会会長名、申請件数は2件です。申請人、場所、付記の順で読み上げます。

1番●●、●●、大字堀金字銭神1985-1、田2,805㎡、計田6筆13,768㎡、経営規模縮小、経営規模拡大です。

2番●●、●●、大字玉庭字焼野平6710-112、田1,122㎡、離農、経営規模拡大です。

以上、今回の申請については農地法第3条に定める許可要件を満たしております。以上です。

議長 新野 勝廣

次にただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。番号1番の件について議席7番竹田総一委員より報告願います。

委員 竹田 総一

番号1番について4月17日に推進委員情野委員が現地調査をしました。今回の申請は経営規模縮小、経営規模拡大です。譲受人は意欲的に農業経営を行っており、また、周囲の農地への影響もないと考えます。農地の状況からみて10a当たり賃借●●円は妥当だと判断します。以上です。

議長 新野 勝廣

次に番号2番について、議席8番市川博幸委員より報告願います。

委員 市川 博幸

番号2番については4月12日に推進委員の高橋隆士委員が現地調査しました。今回の申請は離農、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響もないと考えます。農地の状況から見て使用賃借●●円は妥当だと考えますのでよろしく願います。

議長 新野 勝廣

事務局の説明および担当委員の報告が終わりました。次に、ご質問について求めます。

(質問なし)

質問なしと認めます。

お諮りいたします。

本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案件を許可することに決定いたします。

日程第11、議第9号民事執行法による農地等の売却に関する買受適格証明について、を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主事 小関 未夢

資料の16ページをご覧ください。議第9号民事執行法による農地等の売却に関する買受適格証明について、農地法第3条第1項の規定による許可を要する農地について、下記のとおり申請があつ

たので、「民事執行法による農地等の売却の処理方法について」の規定により、委員会の意見を求める。ただし、買受適格証明の交付を受けた者が落札し、農地法施行規則第10条第1項第1号及び同条第2項の規定により申請を行う場合は許可とする。

令和5年4月25日提出、川西町農業委員会会長名、申請人、場所、申請理由の順で読み上げます。
1番●●、大字大塚字沢田北1239、田9,609㎡、競売落札のためとなります。以上です。

議長 新野 勝廣

次に、ただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。
番号1番について議席4番平田 壽和委員より報告願います。

委員 平田 壽和

番号1番について4月13日に菅井恒昭委員と私が現地調査をしてきました。申請者は農業法人の構成員であり、今回の農地取得も法人へ貸付け、耕作することとしております。申請人は意欲的に農業経営に取り組んでおり、今回の農地取得について適格者であると思います。以上です。

議長 新野 勝廣

事務局の説明および担当委員の報告が終わりました。

次にご質問等について求めます。

(質問なし)

質問なしと認めます。

お諮りします。

本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

日程第12、議第10号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について、を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主査 竹田 智弘

17ページをお開きください。議第10号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について、下記のものから農地の転用に伴う許可申請があったので、知事に送付の意見を付せられたい。
令和5年4月25日提出、川西町農業委員会会長名。

1番申請人●●、大字下奥田字穴平沢953-2の一部、田380㎡、農地区分は第2種農地、使用目的は一般住宅建設になります。別に配布しております、農地転用の補足資料で補足させてい

ただきたいと思います。補足資料の 1、2ページは申請者の写しになります。3ページが今回の申請地でございます。ピンク色で着色されたところが申請地になります。また、4、5ページの通り今回の農地転用に伴って必要最小限の転用にするために分筆を行ったうえで、事業を行う計画でございます。6ページには転用にかかる土地利用計画図をつけておきまして総事業費は●●円でございます。全額自己資金で調達する計画でございます。残高証明書と通帳の写しで確認しております。汚水排水は公共下水道、雨水は地下浸透の計画でございます。周辺の農地への影響はなく、許可基準に沿った申請内容だと判断します。以上です。

議長 新野 勝廣

次にただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。

番号1番について議席5番後藤委員より報告願います。

委員 後藤 満良

番号1番について令和5年4月17日に竹田総一委員と私と事務局で現地調査をしてきました。申請農地は下奥田地内にある第2種農地の田であり、一般住宅を建設するための申請です。転用後の造成については約20cmの盛土を行いますが、L型擁壁による法面保護を行い、周辺農地への影響もないため、申請の内容に問題はないと判断いたしました。以上です。

議長 新野 勝廣

事務局の説明および担当委員の報告が終わりました。

次にご質問等について求めます。

(質問なし)

質問なしと認めます。

お諮りします。

本件について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって、本案件については許可相当の意見を付して県知事に送付することに決定いたします。

日程第13、議第11号農用地利用集積計画に対する決定について、を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主査 竹田 智弘

18ページをお開きください。議第11号農用地利用集積計画について、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、川西町長から審議依頼があったので農業委員会の決定を

求める。令和5年4月25日提出、川西町農業委員会会長名。19ページをお開きください。所有権移転、各筆明細。番号、所有権を移転する者、場所、所有権の移転を受けるもの、10a 対価、備考の順で読み上げます。

8964番、●●、大字西大塚字糶田829、田 1,024 m²、計田4筆 2,735 m²、●●、●●円、離農です。

8965番、●●、大字下奥田字砂田227-1、田 2,789 m²、計田 4 筆 5,046 m²、●●、●●円 離農です。

8966番、●●、大字時田字嫁橋414、田213m²、計田 4 筆 5,812 m²、取り下げとなっております。

20ページをお開きください。利用権設定各筆明細、こちらも番号、利用権を設定するもの、場所、利用権の設定を受ける者、利用権の内容、備考の順で読み上げます。

8967番、●●、大字吉田字畑田4362-1、田381m²、計田2筆 2,976 m²、●●、令和5年 5 月 1 日から1年間●●円の貸し直しです。

8968番、●●、大字吉田字畑田4362-2、田 1,000 m²、計田 7 筆 11,251 m²、●●、令和5年5月1日から1年間●●円の経営縮小です。なお、ただ今の件については契約の期間1年ですが、中間管理に切り替えるための1年間ということになりますのでよろしくお願いたします。

21ページをお開きください。こちらは再設定になります。

8969番、●●、大字上小松字天神東980、田 4,257 m²、計田2筆 7,372 m²、●●、●●円の1年間です。

8970番、●●、大字高山字七浦596、田 1,041 m²、計田3筆 4,342 m²、●●、●●円の10年です。

8971番、●●、大字玉庭字大峯6715-7、田 6,227 m²、のうちの 4,000 m²、●●、●●円の5年です。

8972番、●●、大字尾長島字唐屋敷4858、田 410 m²、●●、●●円の10年です。

8973番、●●、大字吉田字北田5414、田、7,978 m²、●●、●●円の1年です。

8974番、●●、大字吉田字太郎兵衛5067、田 3,844 m²、●●、●●円の再設定1年です。

以上の契約内容は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の許可要件を満たしております。以上です。

議長 新野 勝廣

ただ今の件について質問等を求めます。

(質問なし)

質問なしと認めます。

お諮りします。

本件について、計画内容で決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって、本件について、計画の内容のとおり決定し、川西町長に報告することいたします。

日程第14、議第12号農用地利用集積計画に対する決定について、を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主査 竹田 智弘

22ページを開きください。議第12号農用地利用集積計画に対する決定について(農地中間管理事業)です。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、川西町長から審議依頼があったので農業委員会の決定を求める。令和5年4月25日提出、川西町農業委員会会長名。

23ページをお開きください。利用権設定各筆明細、農地中間管理事業。番号、利用権を設定するもの、利用権を設定する土地、場所、設定を受ける者、利用権の内容、備考の順で読み上げます。なお、備考の期間については農地中間管理事業ですので契約期間はすべて10年となるため、説明は割愛させていただきます。

8975番、●●、川西町大字西大塚字糯田829、田 1,024 m²、計田4筆 2,735 m²、●●、●●円で●●です。

8976番、●●、大字堀金字新屋敷1927、田 2,026 m²、計田3筆 18,693 m²、●●、●●円で●●です。

8977番、●●、大字堀金字新屋敷1924、田 4,380 m²、●●、●●円で●●です。

8978番、●●、大字上奥田字鳥子1862-1、田 1,726 m²、計田5筆 3,675 m²、●●、●●円で●●です。

24ページをお開きください。8979番、●●、大字吉田字中ノ橋5153-1、田 3,160 m²、計田2筆 3,282 m²、●●、●●円で●●です。

8980番、ここから設定するものが●●ですので、説明は省略いたします。大字西大塚字糯田829、田 1,024 m²、計田4筆 2,735 m²、●●、●●円です。

8981番、大字堀金字新屋敷1927、田 2,026 m²、計田4筆 23,073 m²、●●で●●円です。

8982番、大字上奥田字鳥子1862-1、田 1,726 m²、計田5筆 3,675 m²、●●で●●円です。

25ページをお開きください。8983番、大字吉田字中之橋5153-1、田 3,160 m²、計田2筆 3,282 m²、●●で●●円です。以上の契約内容は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上です。

議長 新野 勝廣

ただ今の件について、質問等を求めます。

(質問なし)

質問なしと認めます。

お諮りします。本件について、計画内容で決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって、本件について、計画内容のとおり決定し、川西町長に報告することといたします。

これもちまして、第3回川西町農業委員会総会を閉会いたします。

この会議録は書記の記載したものであるが、正確を証するためここに署名する。

令和5年4月25日

川西町農業委員会議長	会長	針野 勝彦
議事録署名委員	3番	遠藤 寛
議事録署名委員	4番	牙田 壽和